［価格対策業務］

１）補助・助成事業

（１）独立行政法人農畜産業振興機構補助事業

①　肉用子牛生産者補給金制度

契約肉用子牛 1 頭当りに必要な生産者積立金を生産者の負担金と県、国の助成により造成し、四半期毎の平均売買価格が肉用子牛の再生産を確保することを旨として設定された「保証基準価格」を下回った場合に、生産者補給金を交付する事業を実施する。

また、本年度は、新たに開始する第８業務対象年間（令和 7～11 年度）の初年度であり効率的かつ効果的に業務を推進する。

②　肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業

a）肉用子牛生産者補給金制度運営適正化事業

(a) 制度運営適正化推進

補給金制度に係る業務を適正に実施するため、肉用子牛の個体識別及び個体登録、販売・保留の確認、制度推進の啓蒙・指導等円滑な業務推進と新統一電算システムによる機構への業務執行状況の報告を行う。

(b) 指定協会調査指導

補給金制度の適正な実施体制の確保を図るため、事務委託先及び契約生産者に対する補給金交付契約の内容、手続等、事務の実施状況について定期的な点検、調査、指導を行う。

b）指定協会運営体制支援事業

補給金制度の円滑な実施を図るため、指定協会の運営体制を強化するための財政支援を受け、運営基盤の強化を図る。

③　優良和子牛生産者推進緊急支援事業

和子牛の平均価格が発動基準を下回った場合に、 飼養管理向上に取り組む和子牛生産者に対して、発動基準に応じた奨励金を交付する。

２）受託事業

（１）独立行政法人農畜産業振興機構受託事業

①　肉用牛肥育経営安定交付金制度

肉用牛肥育経営は、もと畜の導入から肥育牛の出荷まで一定期間を要し、かつ、生産費に占めるもと畜の割合が大きいことから、もと畜価格と枝肉価格によっては大幅な収益性の悪化が懸念されるため、行政庁、(独)農畜産業振興機構及び関係団体との緊密な連携のもとに、円滑な補塡金の交付業務を行う。また、本年度は新たに開始する第３業務対象年間（令和 7～9 年度）の初年度であり、本業務を効率的かつ効果的に運営することで業務を推進する。

（２）一般社団法人全国肉用牛振興基金協会受託事業

① 優良繁殖雌牛更新加速化事業

肉用牛生産基盤の強化と経営安定を図るため、生産者が計画的に高齢の繁殖雌牛から優良な繁殖雌牛に更新した場合に奨励金を交付することにより、自家生産肥育素牛による収益性の向上を目指すと共に増体や肉質に優

れた若い繁殖雌牛への牛群の転換に対する支援を実施する。

３）その他

（１）生産者事務手続き受託業務

①　肉豚経営安定交付金制度申請等事務

肉豚経営安定交付金制度に係る生産者事務手続きについて、生産者との委託契約に基づく申請書類の提出等受託事務を実施する。